

# 皇學館大学学則

## 第5章 試験、卒業及び学位

(試験)

**第29条** 春学期又は秋学期において履修した授業科目について、試験、論文及び研究報告等をもって、評価を行う。

2 正当な理由により本試験を受験できなかった者には、全学教授会の議を経て追試験を行うことがある。

(評価)

**第30条** 前条第1項の評価は、秀、優、良、可及び不可の5等とする。

2 履修した授業科目について、秀、優、良又は可の評価を得た者には、所定の単位を与える。

(卒業及び学位の授与)

**第31条** 本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

2 学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。

3 学位については、皇學館大学学位規程に定める。